

1 計画策定の趣旨

本県は、少子高齢化の進展に伴い、人口減少や生産年齢人口の減少が見込まれており、さらに、令和元年房総半島台風等、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大による新たな課題にも直面しています。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指して引き続き取り組んでいくことが重要です。

本計画では、これまでの取組状況や、社会経済情勢の変化、県民意識調査の結果を参考に、第4次計画の一部を見直すとともに、令和3年度からの5年間の計画を策定しました。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。
- (2) 千葉県総合計画や県の関連諸計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現」を目指して

豊かで活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気なちばの実現を目指しています。

県では、そうした社会の実現に向け、県民の皆様、団体や企業の方々、市町村などと力を合わせ、取り組んでいきます。

計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

基本目標

基本的な課題

施策の方向

目標

男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

1 労働の場における男女共同参画の促進

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点的取組（1）**
- ② 雇用の分野における男女共同参画の促進
- ③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備
- ④ 農林水産業における男女共同参画の促進
- ⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- ① 子育て・介護への支援 **重点的取組（2）**
- ② 家庭生活における男女共同参画の促進
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進
- 重点的取組（3）**

3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点的取組（4）**
- ② 女性の能力発揮への支援

4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点的取組（5）**
- ② 性起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

II 安全・安心に暮らせる社会づくり

5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ② 高齢者・障害者の自立に向けた支援
- ③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

6 生涯を通じた健康づくりの促進

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

7 防災分野における男女共同参画の促進

- ① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進 **重点的取組（6）**
- ② 消防・防災活動における女性の活躍促

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

8 男女共同参画への意識づくり

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点的取組（7）**
- ② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

重点的取組

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など、働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援を行うことなどにより、企業の働き方改革の取組を支援します。

(2) 子育て・介護への支援

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の整備を促進するとともに、認定こども園の普及に努めます。併せて、学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、家庭教育支援チームを設置する市町村への支援や子育てする親の孤立化の防止、個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において広報・啓発活動を行います。また、学生による地域活動を支援します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

(5) DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆるの暴力の根絶と被害者への支援

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口（女性向け・男性向け）の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

(6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

防災に関する計画に女性の視点を反映し、さらに、防災女性リーダー養成のための講座等を開催するなど、防災分野への女性の参画を促進します。また、市町村に対し、避難所における女性への配慮等が盛り込まれた避難所運営マニュアルの作成を働きかけ、地域における男女共同参画の視点を取り入れた取組を支援します。

(7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画課及び男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。また、女性の就労、起業を支援する各種講座を開催し、関係機関等と連携して行います。



